

# 知事登録普通肥料生産の手引き

## 申請・届出について

I	肥料制度の概要	1
	【登録と届出】	1
	【登録証】	2
	【登録の有効期間更新】	3
	【生産や輸入についての登録及び更新、開始届出以外の各種申請・届出】	3
	【販売業務開始の届出】	3
II	知事登録となる普通肥料の登録申請及び各種届出手続きの概要	4
	【申請・届出受付期間・窓口】	4
1	知事登録の普通肥料	4
	【新規に千葉県知事登録肥料を登録申請する場合】	4
	【登録の有効期間を更新申請する場合】	4
	【登録事項を変更する場合】	4
	【肥料登録証を再発行したい場合】	5
	【肥料登録の有効期間が満了したときや、肥料の生産を廃止した場合】	6
	○千葉県知事登録普通肥料の各申請・届出時に提出する書類等一覧表	7～12
	○肥料登録にかかる各種申請書様式及び記載例	13～33
III	知事に届け出る指定混合肥料の各種届出手続きの概要	34
	【指定混合肥料となる要件】	34
	【新規に指定混合肥料を届け出る場合】	35
	【届け出た指定混合肥料の届出事項に変更があった場合】	35
	【届け出た指定混合肥料の生産を廃止した場合】	36
	○千葉県知事届出指定混合肥料の各届出時に提出する書類一覧表	37～38
	○千葉県知事届出指定混合肥料の各種届出書様式及び記載例	39～44
IV	肥料の販売(譲渡)にかかる各種届出手続きの概要	45
	【肥料販売業務開始の届出】	45
V	参考資料	45

令和5年3月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

<各申請・届出の提出先及び問い合わせ先>

千葉県農林総合研究センター検査業務課

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9 4 1-1

電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

# I 肥料制度の概要

## 【登録と届出】

肥料について、その種類ごとに登録又は届出をしないと、その生産、輸入、販売ができないこととなっていますが、その概要は次のとおりです(図1)。

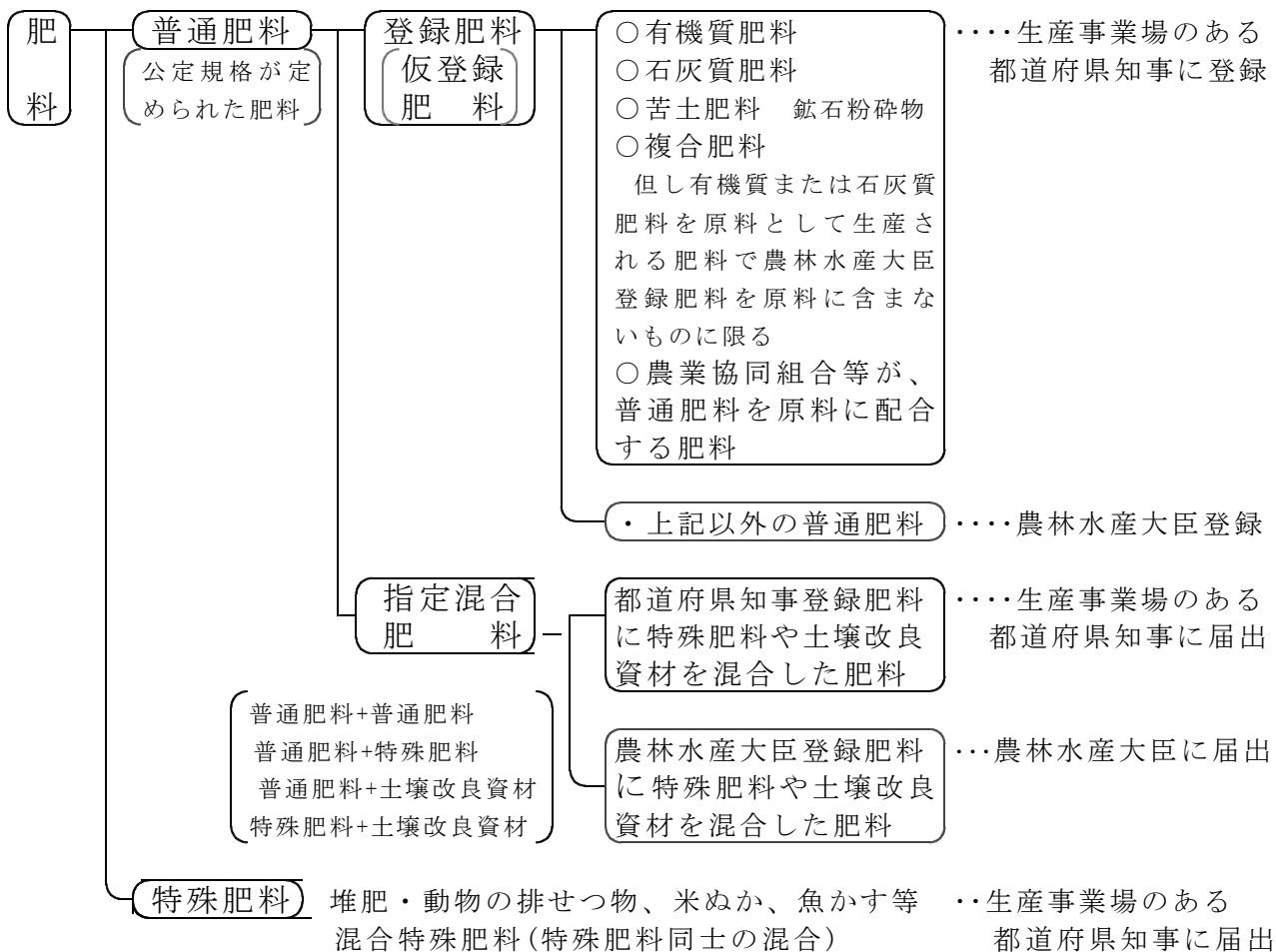


図1 肥料の登録・届出先の区分

生産する肥料がどの肥料の種類に該当するかは、原料の種類や生産方法によって、公定規格が定められていますので、不明な場合は手引き(公定規格編)を参照するか、下記宛までお問い合わせください。

千葉県農林総合研究センター 検査業務課  
インターネット <http://www.pref.chiba.lg.jp/lab-nourin/nourin/kensagyomu/index.html>  
電話 043-291-1875 ファクシミリ 043-291-1876

なお、農林水産大臣登録肥料については、独立行政法人 農林水産消費安全技術センターまでお問い合わせください。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥料管理課  
インターネット <http://www.famic.go.jp/ffis/fert/index.html>  
電話 050-3797-1854

### 1 特殊肥料

都道府県知事に下記のとおり届け出ることにより、生産、輸入、販売することができます。混合特殊肥料も同様です。

生産：特殊肥料生産業者届出書）届出方法の詳細は、別紙資料「特殊肥料生産の  
輸入：特殊肥料輸入業者届出書）手引き」を参照ください。  
販売：肥料販売業務開始届出書・・・45頁を参照ください。

## 2 普通肥料

### (1) 生産する場合

#### ア 公定規格に適合する肥料

肥料の種類に応じ、農林水産大臣または都道府県知事に登録申請する必要があります。登録申請を農林水産大臣あてにするか、都道府県知事あてにするかの大きな目安は、以下の分類のとおりです。

#### a 農林水産大臣あてに登録申請する肥料

- 化学的な方法により生産される肥料
- 肥料として微量で足りる成分を含有している肥料
- 汚泥を含有している肥料
- 施用方法によっては、人畜に被害が生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして指定された肥料

#### b 都道府県知事あてに登録申請する肥料(4頁参照)

- 動植物由来の有機物質のみからなる肥料
- 石灰質肥料
- 苦土肥料のうち、鉍石を粉砕して製造されたもの
- 都道府県をまたがっていない農協等が配合して生産する肥料

根拠法令：肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年6月20日 政令第198号)第1条の3

#### イ 指定混合肥料(指定配合肥料・指定化成肥料・特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料)

原料に使用する肥料等の種類に応じ、農林水産大臣又は都道府県知事に届け出る必要があります。届出を農林水産大臣あてにするか、都道府県知事あてにするかの目安は、次のとおりです。

#### a 農林水産大臣あてに届出する肥料

- 化学的な方法により生産された肥料を配合又は造粒等の加工をする場合
- 化学的な方法で生産された肥料に特殊肥料や土壌改良資材を混合する場合

#### b 都道府県知事あてに届出する肥料

- 有機質肥料や石灰質肥料を配合又は造粒等の加工をする場合
- 有機質肥料や石灰質肥料に特殊肥料や土壌改良資材を混合する場合
- 特殊肥料に土壌改良資材を混合する場合

### (2) 輸入する場合

#### ア 公定規格に適合する肥料

農林水産大臣又は都道府県知事へ登録申請する必要があります。

#### イ 指定混合肥料

農林水産大臣又は都道府県知事に届け出る必要があります。

## 【登録証】

普通肥料の登録事務が完了すると、農林水産大臣又は都道府県知事から登録証が交付されます。

登録証は主たる事務所に備え付ける必要があります。また、生産業者は登録証の写しを、生産する事業場(工場等)に備え付ける必要があります。<sup>\*1</sup>

なお、登録証の有効期間の更新<sup>\*2</sup>、申請事項が変更になった場合や、登録証を紛失してしまった場合は、受付窓口に該当する申請(届出)書を提出する必要

があります。事務が完了すると、登録証が更新、書替交付または再交付されます。<sup>※3</sup> ※1 肥料の品質の確保等に関する法律第十一条 ※2 同法第十二条 ※3 同法第十三条

### 【登録の有効期間更新】

登録肥料には、登録有効期間があります。有効期間は、肥料の種類により登録日から3年もしくは6年となっています。

登録した肥料を、有効期間を越えて継続して生産や輸入するためには、有効期間を延長（「有効期間の更新」といいます。）する必要があります。この場合、肥料の登録有効期間の更新申請をしなければなりません。

### 【生産や輸入についての登録及び更新、並びに開始届出以外の各種申請・届出】

特殊肥料の生産や輸入の届出、普通肥料の登録(または更新)申請、指定混合肥料の生産や輸入の届出をした後、届出や申請内容に変更がある場合は、変更の届出または申請の手続きが必要です。

#### 1 特殊肥料について（詳細は特殊肥料の手引き参照）

生産や輸入にあたって届け出た内容に変更がある場合は、変更した日から2週間以内に都道府県知事へ届け出なければなりません。

生産や輸入をやめたときも同様に届け出る必要があります。

#### 2 登録肥料について

登録または更新した後、以下の事項に変更が生じた場合や、変更しようとする場合は、登録申請先（農林水産大臣や都道府県知事、あるいは独立行政法人農林水産消費安全技術センター）へ届け出なければなりません。

生産や輸入をやめたときも同様に届け出る必要があります。

(1) 個人で登録申請した肥料について、氏名または住所を変更した場合。

法人で登録申請した肥料について、法人の名称、主たる事務所(本社)の所在地または代表者を変更した場合。・・【登録事項を変更する場合】2・5頁

(2) 生産する事業場(工場)の名称や所在地が変更した場合。…………同1・4頁

(3) 保管する施設の所在地が変更した場合。…………同1・4頁

(4) 登録を取った肥料の生産や輸入事業を相続した場合。…………同3・5頁

(5) 登録を取った法人が、合併や分割して肥料生産や輸入事業を承継した際に上記事項のいずれかに変更があった場合。…………同3・5頁

(6) 登録証をなくしたり、汚した場合。【肥料登録証を再発行したい場合】5頁

(7) 肥料の名称を変更しようとする場合。・【登録事項を変更する場合】4・5頁

(8) 登録した法人が解散した場合。…………失効手続き・6頁

(9) 肥料の生産や輸入をやめた場合。…………失効手続き・6頁

(10) 保証成分量などを変更した場合。…………失効及び新規登録・6頁及び4頁

(11) 登録の有効期間が終了した場合。…………失効手続き・6頁

#### 3 指定混合肥料(指定配合肥料・指定化成肥料・特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料)について

生産や輸入に当たって届出した内容に変更がある場合は、変更した日から2週間以内に届け出先（農林水産大臣か都道府県知事）へ届け出なければなりません。生産や輸入をやめたときも同様に届け出る必要があります(35頁参照)。

### 【販売業務開始の届出】

肥料の生産業者、輸入業者、販売業者は、販売事業場のある都道府県全てに肥料販売業務開始届出書を届け出る必要があります。届出は販売業務を始めてから2週間以内に行ってください。届け出た内容に変更があった場合や、全ての肥料の販売業務をやめたときは、その日から2週間以内に、その旨を都道府県知事あてに届け出なければなりません(45頁参照)。

## II 知事登録となる普通肥料の登録申請及び各種届出手続きの概要

### 【千葉県知事登録普通肥料の登録申請・届出受付期間・窓口】

〔 本社の所在地に関係なく、千葉県に生産事業場があり、知事登録の普通肥料を(新規に)登録、更新、変更、または失効する場合 〕

千葉県知事登録普通肥料受付期間： 通年（土日祝休日・年末年始除く）  
普通肥料受付窓口： 千葉県農林総合研究センター 検査業務課  
〒266-0014 千葉県千葉市緑区大金沢町941-1  
問い合わせ連絡先： 電話番号 043-291-1875  
ファクシミリ 043-291-1876  
メールアドレス koyashi@pref.chiba.lg.jp

### 1 知事登録の普通肥料

- 有機質肥料
- 石灰質肥料
- 苦土肥料(鉱石を粉砕して製造されたものに限る)
- 複合肥料
- 〔 有機質または石灰質肥料を原料として生産される肥料で、農林水産大臣に登録する肥料を原料に含まないもの 〕
- 都道府県をまたがっていない区域を管轄する農業協同組合連合会、地区たばこ耕作組合または、たばこ耕作組合連合会が配合する普通肥料(但し汚泥肥料、特定普通肥料を除く)

上記肥料を生産しようとする者は、銘柄ごとに生産事業場のある都道府県受付窓口に登録を申請または届け出る必要があります。  
その他の普通肥料は農林水産大臣登録です。

### 【新規に千葉県知事登録肥料を登録申請する場合】

千葉県内で生産し、国内で肥料として譲渡する知事登録の普通肥料を生産したい場合は、生産開始前に一銘柄ごとに肥料登録申請書(13頁参照)並びに該当する書類等(表1：7頁参照)を添付して受付窓口宛に申請し、登録を受けてください。(肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項)。

注) 輸入肥料・輸入原料の申請について

〔 なお、知事登録肥料に該当するものでも、肥料(製品)として輸入したものは農林水産大臣登録です。  
一方、知事登録肥料となる原料を輸入し、県内で肥料として生産したものは知事登録肥料です。 〕

### 【登録の有効期間を更新申請する場合】

登録した肥料について、肥料登録有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間満了の30日前までに、肥料登録有効期間更新申請書(16頁参照)<sup>\*1</sup>並びに該当する書類等(表2：8頁参照)を添付し、受付窓口宛に申請してください。

### 【登録事項を変更する場合】

1. 肥料登録事項のうち、以下の登録証の書替を伴わない事項に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に、肥料登録事項変更届(20頁参照)<sup>\*1</sup>に該当する登録肥料を全て記載し、該当する書類(表3：9頁参照)を添付して

受付窓口宛に届け出てください。その際の手数料はかかりません。

- 法人代表者の氏名
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地

なお、次の事項の変更を伴う場合には、「肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請」(次項参照)により申請してください。

- (個人の場合) 氏名または住所
- (法人の場合) 法人の名称または主たる事務所の所在地

2. 肥料登録事項のうち、以下の、登録証の書替を伴う事項に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に、肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書(22頁参照)<sup>\*1</sup>に該当する登録肥料を全て記載し、該当する書類(表4: 10頁参照)を添付して受付窓口宛に申請してください。その際の手数料はかかりません。

- (個人の場合) 氏名または住所
- (法人の場合) 法人の名称または主たる事務所の所在地

なお、上記の変更事項に伴い、下記の事項に変更が生じた場合においても、本申請書に併せて記載することができます。

- 法人代表者の氏名
- 生産する事業場の名称または所在地
- 保管する施設の所在地

相続のため、または合併、分割により、氏名(名称)、所在地変更があった場合は、「相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請」(次項)により申請してください。

3. 相続のため、または法人の(会社法における)合併若しくは分割により肥料登録証の書替を伴う事項(氏名(名称)、住所(所在地))の変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に、相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書(24頁参照)<sup>\*1</sup>に該当する登録肥料を全て記載し、該当する書類(表5: 11頁参照)を添付し受付窓口宛に申請してください。その際の手数料はかかりません。

なお、これらに伴い法人代表者の氏名、生産する事業場の名称及び所在地、または保管する施設の所在地について変更があった場合は、肥料登録事項変更届を併せて届け出てください(前々項参照)。

4. 肥料名称を変更することにより肥料登録証の書替を伴う場合は、肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書(27頁参照)<sup>\*1</sup>に該当する書類(表6: 12頁参照)を添付して受付窓口宛に申請してください。その際の手数料はかかりません。

なお、名称を変更することができる要件として、他社商標権の侵害に抵触する可能性を防ぐ場合、今までの名称を使用することにより顧客に誤解を与える可能性を防ぐ場合や、自他に支障を生ずるのを防止する場合には認められます。

なお、名称の変更を検討する場合、肥料の品質の確保等に関する法律第26条第2項(誤解を生ずる名称の禁止)に違反することのないようご注意ください。

#### 【肥料登録証を再発行したい場合】

肥料登録証を滅失または登録証が判読できないほど汚損した場合は、肥料登録証再交付申請書(29頁参照)<sup>\*1</sup>に該当する書類(表7: 12頁参照)を添付して受付窓口宛に申請してください。その際の手数料はかかりません。なお、その場合は事前にご一報ください。

## 【肥料登録の有効期間が満了したときや、肥料の生産を廃止した場合】

次の事項に該当する場合は、速やかに受付窓口宛に肥料登録失効届(32頁参照)<sup>\*1</sup>に登録証(表8:12頁参照)を添付して受付窓口宛に届け出てください。その際の手数料はかかりません。

- 法人が解散したとき。肥料生産事業を廃止したとき。
- 当該肥料の生産を廃止したとき

以下の場合にも失効届を提出する必要があります。

- 今までの登録肥料について、保証成分量やその他の規格を変更したとき  
〔別の肥料として取り扱われます。変更前の肥料について失効届を提出後、新たな保証成分・その他の規格の肥料として改めて登録申請する必要があります。〕
- 生産事業場を他の都道府県に移すなど、千葉県内で生産しなくなったとき  
〔当該肥料の生産を続ける場合には、生産事業場のあった都道府県に失効届を提出後、新たな生産事業場のある都道府県に改めて登録申請する必要があります。〕
- 登録の有効期間が過ぎ、有効期間の更新をしなかったとき  
〔当該肥料の生産を続けたい場合には、生産事業場のある都道府県に失効届を提出後、改めて登録申請する必要があります。〕

※1 届出書様式及び記載例の電子ファイルをご希望の場合は、受付窓口までお問い合わせくださるか、またはインターネットから閲覧ください。

インターネットからの閲覧方法

インターネットの検索サイトから「検査業務」、「千葉県」のキーワードで検索すると、千葉県農林総合研究センター検査業務課のページにヒットします。そこから「**知事登録普通肥料生産にかかる申請・届出様式、手続案内**」のリンクページ中にある【**様式ダウンロード**】欄を参照ください。

該当URL

<http://www.pref.chiba.lg.jp/lab-nourin/tetsuzuki/kensagyomu/hiryou-hutuuhiryou-sinns-ei-todokede.html>

表1 肥料を(新規に)登録申請する場合に提出するもの(一登録銘柄ごと)

提出書類(必須)			部数・金額	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料登録申請書		2部 (正副各1部)	規定の様式 13頁参照	
<input type="checkbox"/>	肥料見本 (包装(容器)に、生産者氏名(名称)、肥料の種類、肥料名称等を油性ペン等で記入)		500g程度	吸湿防止、また臭気等が漏れないよう密封する	
<input type="checkbox"/>	千葉県収入証紙 (収入印紙、他都道府県の収入証紙は受け付けられません)	<input type="checkbox"/> 都道府県を越えない農業協同組合その他政令で定める者	18,000円	申請書に貼らずに、持参か同封	
		<input type="checkbox"/> 上記以外(通常はこちら)	36,000円		
<input type="checkbox"/>	生産者の証明書類*	個人申請 <input type="checkbox"/> 住民票または運転免許証の写し	該当する方を1通	原本又は写し	
		法人申請 <input type="checkbox"/> 登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)			
<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図* 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)		1部	手書、略図、地図複写可 事業場明示	
該当する場合の書類		提出書類	部数	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保などに関する法律施行規則第4条第1～4号に掲げる事項に該当する(記載が必要な肥料の種類の場合)	<input type="checkbox"/> 生産工程の概要	該当する場合、申請書に記載、もしくは別紙(正副各1部)に記載	詳細は手引き(公定規格編)を参照ください。	
		<input type="checkbox"/> 原料の使用割合及び生産工程の概要			
		<input type="checkbox"/> 材料の種類、名称及び使用量			
<input type="checkbox"/>	乾燥菌体肥料の場合の添付書類		<input type="checkbox"/> 栽培(植害)試験成績書	該当する場合1部添付	詳細は手引き(概要編、公定規格編)を参照ください。
<input type="checkbox"/>	混合堆肥複合肥料の場合の添付書類		<input type="checkbox"/> 原料堆肥の特殊肥料生産業者届出書の写し及び、成分分析成績書(の写し)	該当する場合各1部添付	
<input type="checkbox"/>	肉骨粉等を原料とする場合の添付書類	豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等 <input type="checkbox"/>	「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」((独)農林水産消費安全技術センター理事長の確認)写し	該当する場合、いずれか該当する方を1部	事前に該当機関にお問い合わせの上ご用意ください。該当する肥料については手引き(公定規格編)を参照ください。
		牛由来の肉骨粉等 <input type="checkbox"/>	「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」(農林水産大臣の確認)写し		
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類		<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し	該当する場合各1部	事前にご用意ください
			<input type="checkbox"/> 賃借する工場の見取図		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない(工場長等の)場合の添付書類		<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部	左記事項が記載されていれば、様式は任意



<input type="checkbox"/>	県内で初めて、または廃止後改めて販売(譲渡)を行う場合	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出書	該当する場合 2部 (正副各1部)	詳細は肥料販売業務の手引きを参照
--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------	-------------------------	------------------

\*既に登録のある個人又は法人が、新たな銘柄を申請するときは添付を省略できます。

表2 肥料登録有効期間更新申請する場合に提出するもの(一登録銘柄ごと)

提出書類(必須)		部数・金額	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料登録有効期間更新申請書	2部 (正副各1部)	規定の様式 16頁参照	
<input type="checkbox"/>	登録証	1部	原本	
<input type="checkbox"/>	千葉県収入証紙 (収入印紙、他都道府県の収入証紙は受け付けられません)	<input type="checkbox"/> 都道府県を越えない農業協同組合その他政令で定める者 <input type="checkbox"/> 上記以外(通常はこちら)	3,600円 7,300円	申請書に貼らずに、持参か同封
該当する場合の書類		提出書類	部数	
<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保などに関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項に該当する(記載が必要な肥料の種類の場合)	<input type="checkbox"/> 生産工程の概要 <input type="checkbox"/> 原料の使用割合及び生産工程の概要 <input type="checkbox"/> 材料の種類、名称及び使用量	該当する場合、申請書に記載、もしくは別紙(正副各1部)に記載	詳細は手引き(公定規格編)を参照ください。
<input type="checkbox"/>	肉骨粉等を原料とする場合の添付書類	豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等 <input type="checkbox"/> 「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」((独)農林水産消費安全技術センター理事長の確認)写し 牛由来の肉骨粉等 <input type="checkbox"/> 「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」(農林水産大臣の確認)写し	肥料登録有効期限内に前回提出した書類の有効期間が満了した場合いずれか該当する直近のものを1部	前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要 詳細は手引き(公定規格編)を参照ください。
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し <input type="checkbox"/> 賃借する工場の見取図	肥料登録有効期限内に契約期間満了の場合、直近のものを各1部	自動継続の場合または前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意

表3 肥料登録事項変更届を届け出る場合に提出するもの(該当銘柄一括)

提出書類(必須)		部数	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料登録事項変更届	2部 (正副各1部)	規定の様式 20頁参照	
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考	
<input type="checkbox"/>	法人代表者氏名の変更の場合	<input type="checkbox"/> 登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)	1通	原本又は写し
		<input type="checkbox"/> 肥料販売業務開始届出事項変更届出書	該当する場合2部(正副各1部)	詳細は肥料販売業務の手引き参照
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/> 生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅 公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)	1部	手書、略図、 地図複写可 事業場明示
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し	肥料登録有効期限内に契約期間満了の場合、直近のものを各1部	自動継続の場合または前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要
		<input type="checkbox"/> 賃借する工場の見取図		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意
<input type="checkbox"/>	販売事業場、保管施設の名称または所在地の変更があった場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/> 肥料販売業務開始届出事項変更届出書	該当する場合2部(正副各1部)	詳細は肥料販売業務の手引きを参照

表4 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書を申請する場合に提出するもの(該当銘柄一括)

提出書類(必須)				部数	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書			2部 (正副各1部)	規定の様式 22頁参照	
<input type="checkbox"/>	登録証			全該当銘柄	原本	
<input type="checkbox"/>	登録事項変更を証明する書類	個人申請 ・氏名、住所の変更の場合	<input type="checkbox"/>	住民票または運転免許証の写し	該当する方をいずれか1通	原本又は写し 相続(合併、分割)の場合は表5(11頁)参照
		法人申請 ・名称、所在地、代表者氏名の変更の場合	<input type="checkbox"/>	登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)		
該当する場合の書類		提出書類		部数	備考	
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)	該当する場合1部	手書、略図、地図複写可 事業場明示	
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	生産設備の賃借契約書の写し	契約書記載内容に変更を伴う場合、各1部	事前にご用意ください	
		<input type="checkbox"/>	賃借する工場の見取図			
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。	左記事項が記載されていれば、様式は任意	
<input type="checkbox"/>	(個人の場合)氏名、住所、(法人の場合)名称、所在地、代表者の変更または、県内販売事業場の名称、所在地、もしくは保管施設の変更があった場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出事項変更届出書	該当する場合、2部 (正副各1部)	詳細は肥料販売業務の手引きを参照ください	

表5 相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請する場合に提出するもの(該当銘柄一括)

提出書類(必須)				部数	備考
<input type="checkbox"/>	相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書			2部 (正副各1部)	規定の様式 24頁参照
<input type="checkbox"/>	登録証			全該当銘柄	原本
<input type="checkbox"/>	生産者の証明書類	個人の場合	<input type="checkbox"/> 住民票または運転免許証の写し	該当する方をいずれか 1通	原本又は写し
<input type="checkbox"/>		法人の場合	<input type="checkbox"/> 登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)		
該当する場合の書類		提出書類		部数	備考
<input type="checkbox"/>	合併・分割による肥料生産・販売事業の承継を証明する書類(合併または分割の場合)			当該事業の承継について記載された書類の写し1部	法人代表者名、代表者印押印のある書類(様式任意)
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したものの(場所を特定できる範囲)	1部	手書、略図、地図複写可 事業場図示
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	生産設備の賃借契約書の写し	契約書記載内容に変更を伴う場合、各1部	事前にご用意ください
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	賃借する工場の見取図		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の名称及び所在地、保管する施設の所在地に変更があった場合	<input type="checkbox"/>	肥料登録事項変更届	該当する場合2部 (正副各1部)	規定の様式
<input type="checkbox"/>	(個人の場合)販売業務が相続されたとき	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務廃止届出書(旧)	該当する場合、2部 (正副各1部)	規定の様式 詳細は肥料販売業務の手引きを参照ください
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出書(新)		
<input type="checkbox"/>	(法人の場合)名称、所在地、代表者の変更または、県内販売事業場の名称、所在地、もしくは保管施設の変更があった場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出事項変更届出書		

表6 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請する場合に提出するもの

提出書類(必須)		部数	備考		
<input type="checkbox"/>	肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書	2部 (正副各1部)	規定の様式 27頁参照		
<input type="checkbox"/>	登録証	1部	原本		
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意

表7 肥料登録証再交付申請する場合に提出するもの(一登録銘柄ごと)

提出書類(必須)		部数	備考		
<input type="checkbox"/>	肥料登録証再交付申請書	2部 (正副各1部)	規定の様式 29頁参照		
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意

表8 肥料登録失効届を届出する場合に提出するもの(該当銘柄一括)

提出書類(必須)		部数	備考		
<input type="checkbox"/>	肥料登録失効届	2部 (正副各1部)	規定の様式 32頁参照		
<input type="checkbox"/>	登録証	該当銘柄	原本		
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考		
<input type="checkbox"/>	全ての肥料販売業務を廃止する場合	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務廃止届出書	2部 (正副各1部)	規定の様式 詳細は肥料販売業務の手引きを参照ください

# 肥料登録申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあつてはその名称及び、代表者の氏名)

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項)の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

## 記

- 1 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
氏 名(法人にあつてはその名称、代表者の氏名)

住 所(所在地)(〒 - )

- 2 肥料の種類

- 3 肥料の名称

- 4 保証成分量その他の規格  
保証成分量 (%)

その他の規格

- 5 生産する事業場の名称及び所在地  
名称

所在地(〒 - )

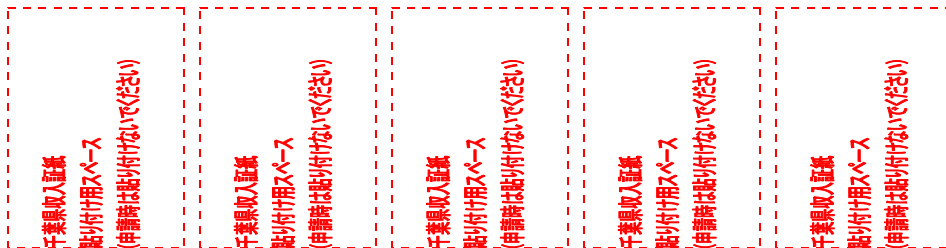
- 6 保管する施設の所在地  
(名称)

所在地(〒 - )

- 7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号に掲げる事項(別紙のとおり)

【記載例】

肥料登録申請書



令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。  
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項）の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 **千葉肥料株式会社**  
代表者 **代表取締役 千葉 太郎**  
所在地 (〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941番地1**
- 2 肥料の種類 **加工家きんふん肥料** ←肥料の種類について、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(以後公定規格と記す。)に該当するものを記載
- 3 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241** ←登録する名称を記載。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項（誤解を生ずる名称の禁止）に違反することのないよう、ご注意ください。

- 4 保証成分量その他の規格  
保証成分量 (%) **窒素全量 2.5**  
**りん酸全量 4.0**  
**加里全量 1.0**  
その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量(%)**  
**窒素全量の含有率1.0%につき**  
**ひ素 0.004**  
**その他の制限事項**  
**水分は20%以下であること**

記載した肥料の種類が、公定規格で定められた主成分の最小量以上であることが必要です。  
保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとして下さい。  
保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせて下さい。

公定規格では、肥料の種類毎にその他の規格も定められています。公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は「該当なし」とし、記載事項が多い場合は「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり」、「その他の制限事項は、公定規格のとおり」、または「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」のいずれか該当するものをご記載ください。

5 生産する事業場の名称及び所在地

名称 **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地(〒**266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808(電話番号:043-291-0151)**

審査等の問い合わせのため、連絡先電話番号をご記載ください(強制ではありません)。

6 保管する施設の所在地

1) 名称：**千葉肥料株式会社 本店**

所在地：〒**266-0014** **千葉市緑区大金沢町941-1**

2) 名称：**千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地：〒**266-0006** **千葉市緑区大膳野町808**

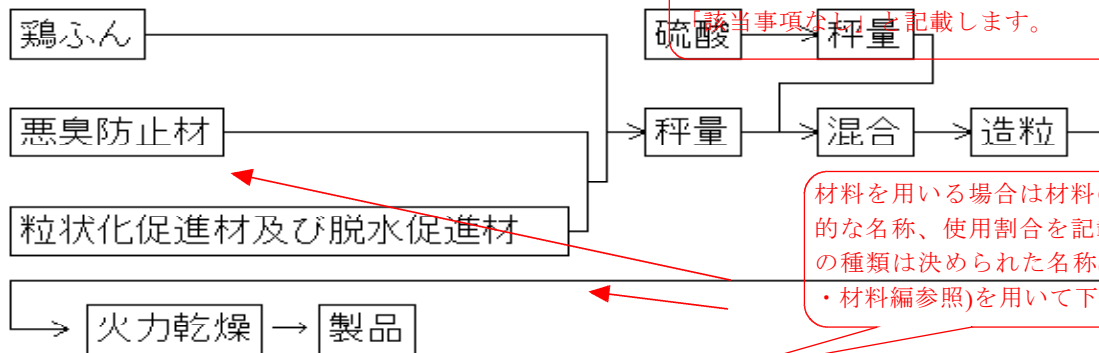
生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、通常、生産事業場も保管場所に該当します。

複数ある場合は、列記または別紙一覧としてもれなく記載します。

5と同じ場合、「同上」で構いません。

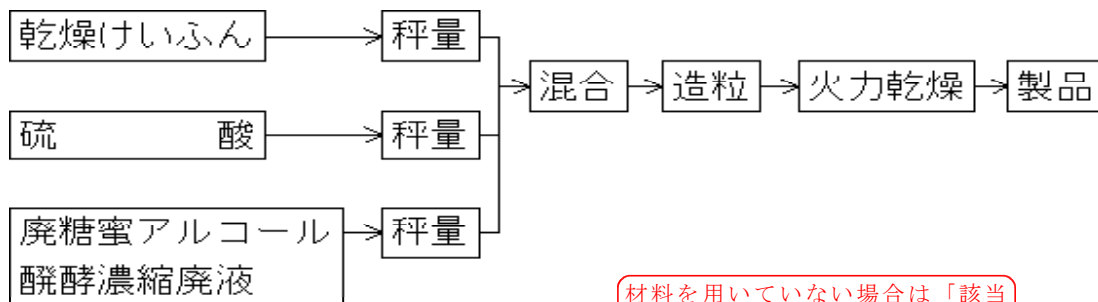
7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号に掲げる事項

例1(1)生産工程の概要



(2) 悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進する材料は、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物(95:5)であり製品中4%以内使用する。

例2(1)生産工程の概要



(2) 該当事項なし

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

千葉県内で肥料販売(第三者への譲渡)行為を行う予定で、肥料販売業務開始届出書が未提出の場合は、「肥料販売業務開始届出書」を併せてご提出ください。



## 肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあつてはその名称及び、代表者の氏名)

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項)の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 千葉県第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
氏 名(法人にあつてはその名称、代表者の氏名)  
住 所(所在地)(〒 - )
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格 保証成分量(%)  
その他の規格
- 7 生産する事業場の名称及び所在地  
名称  
所在地(〒 - )
- 8 保管する施設の所在地  
(名称)  
所在地(〒 - )
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項(別紙のとおり)



【記載例】

肥料登録有効期間更新申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

持参日または投函日を記入します。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。  
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉県緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項）の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

- 1 登録番号 千葉県第**1875**号
- 2 登録年月日 令和〇×年〇△月〇□日

登録証に記載された登録番号、登録年月日をご記載ください。

- 3 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 **千葉肥料株式会社**  
代表者 **代表取締役 千葉 太郎**  
所在地 (〒**266-0014**) **千葉県緑区大金沢町941番地1**

名称及び住所(所在地)に変更があった場合、肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書換交付申請が必要です。  
代表者に変更があった場合は、肥料登録事項変更の届出が必要です。

- 4 肥料の種類 **加工家さんふん肥料** ←肥料の種類について、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(以後公定規格と記す。)に該当するものを記載
- 5 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241** ←登録証に記載された名称を記載。肥料名を変更したい場合は、事前にご相談ください。

登録証に記載された保証成分量を記載します。(保証成分量を変更する場合は、改めて新規に肥料登録が必要となります。)

- 6 保証成分量その他の規格  
保証成分量 (%) **窒素全量 2.5**  
**りん酸全量 4.0**  
**加里全量 1.0**  
その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量(%)**  
**窒素全量の含有率1.0%につき**  
**ひ素 0.004**  
**その他の制限事項**  
**水分は20%以下であること**

保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとして下さい。  
保証成分量的小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせて下さい。

公定規格では、肥料の種類毎にその他の規格も定められています。公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は「該当なし」とし、記載事項が多い場合は「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり」、「その他の制限事項は、公定規格のとおり」、または「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」のいずれか該当するものをご記載ください。

「生産する事業場の名称及び所在地」、または「保管する施設の所在地」に変更があった場合は、肥料登録事項変更の届出が併せて必要です。

審査等の問い合わせのため、連絡先電話番号をご記載ください(強制ではありません)。

7 生産する事業場の名称及び所在地

名 称 **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地(〒**266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808(電話番号:043-291-0151)**

8 保管する施設の所在地

1) 名称：**千葉肥料株式会社 本店**

所在地：〒**266-0014** **千葉市緑区大金沢町941-1**

2) 名称：**千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地：〒**266-0006****千葉市緑区大膳野町808**

生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、通常、生産事業場も保管場所に該当します。

複数ある場合は、列記または別紙一覧としてもれなく記載します。

7と同じ場合、「同上」で構いません。

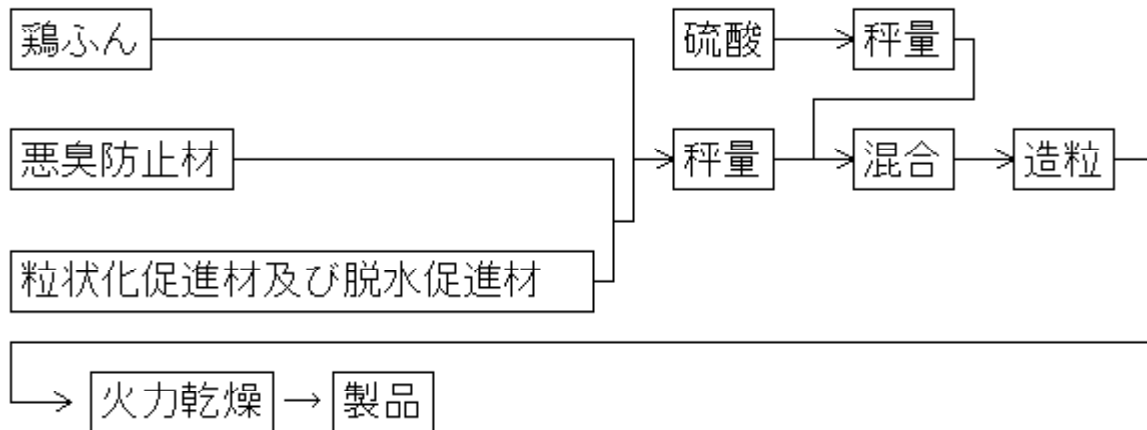
9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項(肥料の品質)

申請用紙に収まりきらない場合は、別紙にご記載の上、申請書に添付してください。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

別紙 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各第1号から第3号に掲げる事項  
例1

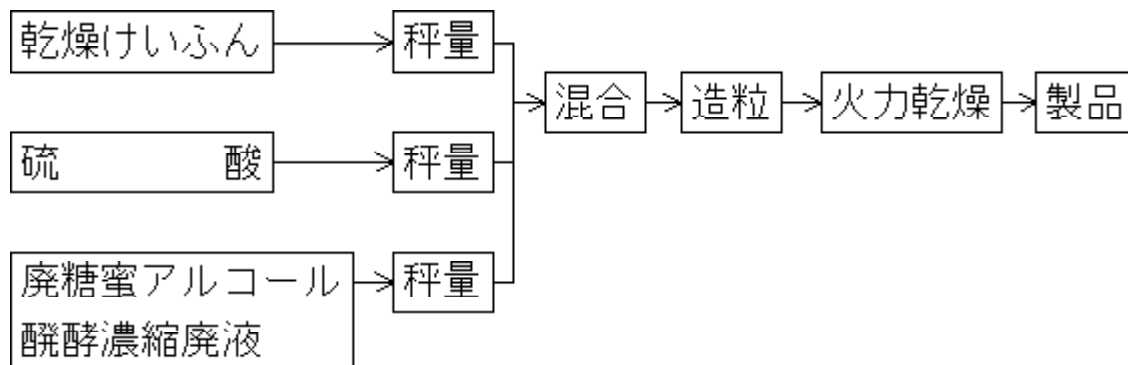
(1) 生産工程の概要



(2) 悪臭防止材は硫酸鉄であり，製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進する材料は，焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物(95:5)であり製品中4%以内使用する。

例2

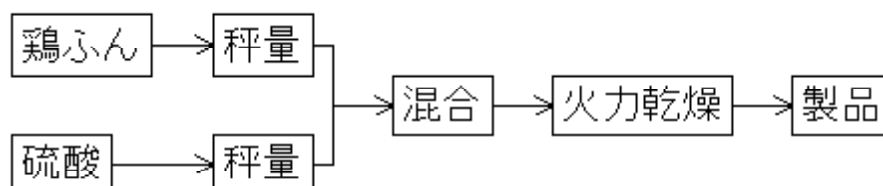
(1) 生産工程の概要



(2) 該当事項なし

例3

(1) 生産工程の概要



(2) 該当事項なし

# 肥料登録事項変更届

年 月 日

千葉県知事

様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあってはその名称及び、代表者の氏名)

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第1項)の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年 月 日	変更した事項	変更した理由

肥料登録証の書替を伴わない(登録証に掲載されない)登録事項(代表者の変更、生産事業所名称所在地・保管施設所在地)の変更の場合は本届出書により届け出ます。

## 【記載例】 肥料登録事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。  
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉県緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第1項)の規定により届け出ます。

### 記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
千葉県第〇〇〇号	大豆油かす及びその粉末	〇〇〇〇	令和〇〇年〇〇月〇×日 令和〇〇年〇〇月△×日	代表者氏名 新 千葉 太郎 旧 千葉 肥太郎 保管する施設の所在地 新 1)千葉県緑区大金沢町941-1 旧 1)千葉県緑区大金沢町941-1 2)千葉県緑区大膳町808	代表者氏名 代表者交代のため 保管する施設の所在地 保管施設の集約化のため
千葉県第〇〇△号	加工家さんふん肥料	△△△△			

↑  
今回の変更により該当する全ての千葉県登録肥料を列举願います。

↑ \*1  
登録申請に記載した事項で登録証に記載のない事項を新、旧併記してください。

↑ \*2  
簡潔に記載ください。

\*1 ①法人の場合代表者氏名の変更、②生産する事業所の名称又は所在地の変更、③保管する施設の所在地の変更の場合は本欄に記載してください。

※代表者氏名の変更の場合、登記簿等、変更した事項を証明することが可能な書類を添付してください。

\*2 変更した理由として、簡潔にご記載ください(例:代表者交代のため、生産事業所(保管施設)移転による所在地変更のため、保管施設の追加(一部廃止)のためなど)。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

千葉県内に肥料販売業務開始届を提出されており、代表者の交代など肥料販売業務開始届出事項の変更にあつては、併せて「肥料販売業務開始届出事項変更届出書」をご提出ください。

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあってはその名称及び、代表者の氏名)

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第1項)の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年月日	変更した事項		変更した 理由
				登録証の記載事項に該当 するもの	その他	

登録証の記載事項に書替を伴う変更が生じた場合は、本届出書により届け出ます。

【記載例】

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

持参日または投函日を記入します。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。  
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第1項)の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項に該当するもの	その他	
千葉県 第〇〇〇号	大豆油かす及びその粉末	〇〇〇〇	所在地 令和〇〇年 〇〇月〇〇日	所在地 新 千葉市緑区大金沢町941番地1 旧 千葉市緑区大膳野町808番地	代表者氏名 新 千葉 太郎 旧 千葉 肥太郎	所在地 本社移転のため 代表者氏名 交代のため
千葉県 第〇〇△号	加工家さんふん肥料	△△△△	代表者氏名 〇〇月〇△日			

↑ 今回の変更により該当する全ての千葉県登録肥料を列举願います。

↑ \*1 登録証に記載した事項を、新、旧併記してください。

↑ \*2 登録申請に記載した事項で登録証に記載のない事項を新、旧併記してください。

↑ \*3 簡潔に記載ください。

- \*1 ①氏名(名称)、②住所(主たる事務所の所在地)の変更の場合は本欄に記載してください。
  - \*2 ①法人の場合代表者氏名の変更、②生産する事業所の名称又は所在地の変更、③保管する施設の所在地の変更の場合は本欄に記載してください。
  - \*3 変更した理由は簡潔にご記載ください(例：社名変更のため、移転による所在地変更のためなど)。
- ※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。
- ※名称、所在地または代表者氏名の変更については、住民票または登記簿(写し可)等、変更した事項を証明することが可能な書類を添付してください。



# 相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあつてはその名称及び、代表者の氏名)

下記のとおり相続(合併、分割)により登録を受けた者の地位を承継したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第2項)の規定により登録証の書替交付を申請します。

## 記

- 1 承継した年月日 年 月 日
- 2 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
氏 名(法人にあつてはその名称、代表者の氏名)

住 所(所在地)(〒 - )

- 3 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称

法人の合併または(会社法における)分割(A社からB社に事業を移譲するなど)することにより、登録肥料の生産事業を承継した際は、登録証の氏名(名称)・住所(所在地)を変更するため、承継した者が本申請書により申請します。

## 【記載例】~~相続(合併、分割)~~に基づく肥料登録証の書替交付申請書

登録肥料の生産事業を相続することにより、登録証の氏名(名称)・住所(所在地)を変更する場合は、承継した際に、本申請書により申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

持参日または投函日を記入します。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあっては住民票のとおり、法人にあっては登記簿のとおりご記入ください。任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

該当するものを残し、該当しないものを削除するか、取り消し線を引いてください。

下記のとおり~~相続(合併、分割)~~により登録を受けた者の地位を承継したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において同法第13条第2項)の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

相続(合併、分割)した日を記入します。合併、分割については証明できる関係書類を併せて添付ください。

- 承継した年月日 **令和〇〇年〇〇月〇△日**
- 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
名 称 **有限会社大膳野肥飼料商店**  
代表者職氏名 **代表取締役 千葉 肥太郎**  
所在地 (**〒266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808番地**
- 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

相続(合併、分割)前に肥料登録していた者の氏名(名称)及び住所(主たる事務所の所在地)を、登録証(登録申請書副本)に記載されていたとおりに記載します。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
<b>千葉県第〇〇〇〇号</b>	<b>魚かす粉末</b>	<b>魚粕持号</b>
<b>千葉県第〇〇〇△号</b>	<b>加工家さんふん肥料</b>	<b>家さんふん241号</b>
<b>千葉県第〇〇〇□号</b>	<b>混合有機質肥料</b>	<b>混合有機肥料232号</b>

↑  
承継する全ての千葉県知事登録の普通肥料を列举願います。  
記載するスペースが足りない場合は、別紙に取りまとめてください。

①代表者氏名の変更(法人の場合)、②生産する事業場の名称又は所在地の変更、③保管する施設の所在地の変更を伴う場合は「肥料登録事項変更届」を併せて申請してください。合併(分割)により名称が変更された場合、

②生産事業場の名称も変更を伴うことが考えられますのでご確認くださいませようお願いします。

※生産する事業場について、賃借により生産を行っている場合は、(製造設備及び建物一部の)賃借契約書の写しを添付してください。

登録証記載事項のうち、肥料の名称についても変更を伴う場合は、「肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」により申請してください。なお、肥料の種類、保証成分量、その他の規格に変更を生じる場合は、新たに肥料登録申請を行う必要があります。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

※個人の場合、氏名・住所の変更については、住民票等の書類(写し可)を添付してください。

法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地または代表者の氏名の変更について、登記簿(写し可)を添付してください。

また、合併(分割)を証明することが可能な書類の写しを添付してください。

# 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあつてはその名称及び、代表者の氏名)

- 1 登録番号 千葉県第 号
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律13条第4項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第4項)の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

- 1 新しい名称
- 2 変更する理由

肥料名称を変更したい場合、本申請書により書換交付の申請をします。

## 【記載例】 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、  
法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。

任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 1 登録番号  | 千葉県第 <b>1875</b> 号         |
| 2 肥料の種類 | <b>加工家さんふん肥料</b>           |
| 3 肥料の名称 | <b>ケンタッキーフライドキッチン肥料241</b> |

登録証に記載されていた登録番号、肥料の種類、肥料の名称をご記載ください。

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保などに関する法律第13条第4項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第4項）の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 1 新しい名称  | <b>有機粒状鶏ふん肥料241</b>          |
| 2 変更する理由 | <b>他社商標権の侵害に抵触する可能性があるため</b> |

変更したい名称を記載します。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項（誤解を生ずる名称の禁止）に違反することのないよう、ご注意ください。

申請しなければならない場合は、やむを得ず、登録されている名称を変更しなければならない場合です。なお、肥料登録においては、肥料の名称を重要な登録事項と位置づけておりますので、やむを得ない場合に限り、名称の変更を認めております。

ついては、理由には、名称を変えざるを得ない理由を簡潔にご記載ください。

他社商標権の侵害に抵触する可能性を防ぐなど、今までの名称を使用することで顧客に誤解を与えることを防止する場合や、自他に支障を生ずるのを防止する場合には名称の変更が認められます。

例1) 名称が、他者の肥料の名称と同一なものがあり、区別をするため  
(○×△という語が、他者の商標登録に抵触したため)

例2) 名称に肥料成分量を明示することで消費者にわかりやすくし、販売促進を図るため

登録証記載事項のうち、肥料の種類、保証成分量、その他の規格に変更を生じる場合は本書替交付申請は無効で、新たに肥料登録申請を行う必要があります。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

# 肥料登録証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあつてはその名称及び、代表者の氏名)

下記の登録証を滅失(汚損)したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第3項)の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 千葉県第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 登録の有効期限 年 月 日

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格  
保証成分量(%)

その他の規格

登録証を滅失、または汚損した場合、本申請書により再交付の申請をします。

## 【記載例】

# 肥料登録証再交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

持参日または投函日を記入します。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあつては住民票に記載のとおり、  
法人にあつては登記簿に記載のとおり  
ご記入ください。

任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**  
(電話番号 **043-291-1875**)  
(FAX番号 **043-291-1876**)  
名称及び、代表者の氏名  
**千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**

下記の登録証を滅失(汚損)したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第3項)の規定により登録証の再交付を申請します。

- 記
- |               |                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 登録番号        | 千葉県第 <b>1875</b> 号                                                                                                 |
| 2 登録年月日       | 令和〇×年〇△月〇□日                                                                                                        |
| 3 登録の有効期限     | 令和〇〇年〇△月〇×日                                                                                                        |
| 4 肥料の種類       | <b>加工家きんふん肥料</b>                                                                                                   |
| 5 肥料の名称       | <b>有機鶏ふん肥料241</b>                                                                                                  |
| 6 保証成分量その他の規格 |                                                                                                                    |
| 保証成分量 (%)     | <b>窒素全量 2.5</b><br><b>りん酸全量 4.0</b><br><b>加里全量 1.0</b>                                                             |
| その他の規格        | <b>含有を許される有害成分の最大量(%)</b><br><b>窒素全量の含有率1.0%につき</b><br><b>ひ 素 0.004</b><br><b>その他の制限事項</b><br><b>水分は20%以下であること</b> |

登録証に記載されていた登録番号、登録年月日、有効期限、肥料の種類、肥料の名称をご記載ください。

「滅失」とは、無くした場合、  
「汚損」とは、著しく汚れて記載事項が読めない場合です。  
該当する方を残し、該当しない方を削除するか、取り消し線を引いてください。

登録証に記載されていた保証成分量を記載します。

保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとして下さい。  
保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせて下さい。

公定規格では、肥料の種類毎にその他の規格も定められています。公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は「該当なし」とし、記載事項が多い場合は「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり」、「その他の制限事項は、公定規格のとおり」、または「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」のいずれか該当するものをご記載ください。

滅失、または汚損により登録証及び申請書副本等の記載内容を確認することが困難な場合は、受付窓口までお問い合わせください(検査業務課、電話：043-291-1875、E-mail：koyashi@pref.chiba.lg.jp)。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。他、登記簿等、申請者の存在を証明することが可能な書類(写し可)を添付してください。



# 肥料登録失効届

年 月 日

千葉県知事

様

住 所(所在地)

(電話番号 - - )

(Fax番号 - - )

氏 名(法人にあつてはその名称及び、代表者の氏名)

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了(生産の廃止)により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第15条第1項)の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称

登録肥料の有効期間の満了、法人の解散、生産事業の廃止、他の都道府県に移転、保証成分量等の変更等の場合は、本届出書により廃止の届出をします。

## 【記載例】

## 肥料登録失効届

持参日または投函日を記入します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者が個人にあつては住民票に記載のとおり、

法人にあつては登記簿に記載のとおりご記入ください。

任意組織の名称等は記入しないでください。

住所 **千葉市緑区大金沢町941番地1**

(電話番号 **043-291-1875**)

(FAX番号 **043-291-1876**)

氏名 **千葉 太郎**

令和〇〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料の登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第15条第1項）の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

有効期間満了の場合、当該肥料の有効期間満了日の翌日の日付をご記入ください。満了前に生産廃止する場合は、生産を廃止した日付をご記入ください。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
<b>千葉県第〇〇〇〇号</b>	<b>混合有機質肥料</b>	<b>混合有機肥料232号</b>

↑

上記日付にて有効期間の満了により失効する全ての肥料(但し千葉県知事登録の普通肥料に限る)を列举願います。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。登録証原本も添付ください。

なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

### Ⅲ 知事に届け出る指定混合肥料の各種届出手続きの概要

#### 【指定混合肥料となる要件】

登録肥料、届出肥料又は指定された土壌改良資材のみを配合した肥料で、指定された材料を使用することもでき造粒も可能です。

届出で生産することができ、次の区分があります。

- 1 普通肥料＋普通肥料(単純配合、水造粒)・・・指定配合肥料
- 2 普通肥料＋普通肥料(造粒)・・・指定化成肥料
- 3 普通肥料＋特殊肥料・・・・・・・・特殊肥料等入り指定混合肥料
- 4 普通肥料＋土壌改良資材・・・・・・・・土壌改良資材入り
- 5 特殊肥料＋土壌改良資材・・・・・・・・指定混合肥料
- 6 普通肥料＋特殊肥料＋土壌改良資材

#### 【指定混合肥料の原料の制限(共通)】

以下の原料は、使用できません。

- ①事故肥料
- ②異物が混入された肥料
- ③硝酸化成抑制剤が使用された肥料(一部は使用可)
- ④汚泥肥料、特定普通肥料
- ⑤管理措置をしていない牛由来の原料を使用した肥料

以下の原料は、条件を満たせば使用できます。

- ①液状の肥料
- ②強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料(配合等に伴う化学変化による品質低下の問題がない場合)

#### 【指定配合肥料】

- ・登録済の肥料だけを原料として配合(水造粒・水成形)をした肥料
- ・保証成分については、従来の設計保証に加えて、最終製品や配合原料の分析結果による保証も可能になりました。
- ・原料が保証していない成分であっても、分析値が当該原料の公定規格で保証可能な成分の規格を満たしていれば保証が可能になりました。
- ・分析により、品質低下(4週間)を起こさないことを確認できれば、液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料の配合等も可能になりました。
- ・設計保証では使用できる材料は固結防止材のみですが、最終製品を分析保証した場合、固結防止材、飛散防止材、浮上防止材、組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材の6種類の使用が可能になりました。

#### 【指定化成肥料】

- ・登録済の肥料のみを配合し、造粒等の加工をした肥料  
(造粒又は成形(水以外の材料を用いるもの)、これらに伴う圧ぺん、粉碎、加熱、乾燥、冷却等の加工をした肥料)
- ・最終製品の分析値による保証(設計保証はできない)
- ・原料が保証していない成分であっても、分析値が当該原料の公定規格で保証可能な成分の規格を満たしていれば保証が可能になりました。
- ・分析により、品質低下(4週間)を起こさないことを確認できれば、液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料の配合等も可能になりました。
- ・固結防止材、飛散防止材、浮上防止材、組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材、粒状化促進材の7種類の使用が可能になりました。

#### 【特殊肥料等入り指定混合肥料】

- ・普通肥料に特殊肥料を原料として配合した肥料(造粒等の加工をしたものを)

含む)

- ・含水率50%以上の堆肥等は使用できません。
  - ・分析により、品質低下(4週間)を起こさないことを確認できれば、液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料の配合等も可能になりました。
- ①普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料) + 特殊肥料(堆肥や草木灰・動物の排せつ物の燃焼灰・貝殻肥料等アルカリ性の強いもの)⇒そのまま混合可能
  - ②普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料) + 特殊肥料(米ぬか・コーヒーかす等)⇒品質低下を起こさないことを確認した上で使用可能
  - ③普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料以外) + 特殊肥料(米ぬか・コーヒーかす等)⇒そのまま混合可能
  - ④普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料以外) + 特殊肥料(堆肥や草木灰・動物の排せつ物の燃焼灰・貝殻肥料等アルカリ性の強いもの)⇒品質低下を起こさないことを確認した上で使用可能
- ・固結防止材、飛散防止材、浮上防止材、組成均一化促進材、効果発現促進材、着色剤、粒状化促進材の7種類の使用が可能になりました。
  - ・成分表示については、原料に使用した普通肥料の保証成分又は特殊肥料の表示すべき成分の表示をすることが義務付けられています。また、最終製品を分析することで、原料に使用した普通肥料の公定規格の最低含有量以上含まれている場合は、保証成分等以外の成分を表示できます。同様に特殊肥料の表示可能な最低含有量以上含まれている場合も表示できます。

#### 【土壌改良資材入り指定混合肥料】

- ・普通肥料や特殊肥料に指定土壌改良資材を混合した肥料(造粒等の加工をしたものを含む)
- ・地力増進法で指定された次の9種の土壌改良資材が使用できます。
  - ①泥炭
  - ②腐食酸質資材(普通肥料以外)
  - ③木炭
  - ④けいそう土焼成粒
  - ⑤ゼオライト
  - ⑥バーミキュライト
  - ⑦パーライト
  - ⑧ベントナイト
  - ⑨VA菌根菌資材
- ・使用できない原料や原料の組み合わせの規定、使用できる材料等は上記の【特殊肥料等入り指定混合肥料】と同じです。
- ・成分表示についても【特殊肥料等入り指定混合肥料】と同じですが、土壌改良資材中の成分は考慮しません。

#### 【新規に指定混合肥料を届け出る場合】

千葉県知事届出に該当する指定混合肥料を新規に生産したい場合は、生産を開始する1週間前までに指定混合生産業者届出書(39頁参照)<sup>\*2</sup>並びに該当する書類等(表9:37頁参照)を添付し、受付窓口宛に届け出てください。手数料はかかりません。既存の肥料の保証分量を変更したい場合、新規の扱いになります。

#### 【届け出た指定混合肥料の届出事項に変更があった場合】

届出事項のうち、以下の事項に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に、指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書(41頁参照)<sup>\*2</sup>に、該当する書類(表10:38頁参照)を添付して受付窓口宛に届け出てください。手数料はかかりません。

- (個人の場合)氏名または住所
- (法人の場合)法人の名称または主たる事務所の所在地
- (法人の場合)法人代表者の氏名
- 肥料の名称
- 生産する事業場の名称及び所在地(事業場の増減があった場合含む)
- 保管する施設の所在地(施設の増減があった場合含む)

### 【届け出た指定混合肥料の生産を廃止した場合】

生産を廃止した指定混合肥料について、廃止した日から2週間以内に、指定混合肥料生産事業廃止届出書(43頁参照)<sup>\*2</sup>を受付窓口宛に届け出てください。手数料はかかりません。

- 法人が解散したとき。肥料生産事業を廃止したとき。
- 当該肥料の生産を廃止したとき。

以下の場合にも廃止届を提出する必要があります。

- 当該指定混合肥料の保証成分量を変更したとき  
{ 別の肥料として取り扱われます。変更前の肥料について失効届を提出後、新たな保証成分の肥料について改めて生産開始の届出を行う必要があります。
- 生産事業場を他の都道府県に移すなど、千葉県内で生産しなくなったとき  
{ 当該肥料の生産を続ける場合には、生産事業場のあった都道府県に廃止届を提出後、新たな生産事業場のある都道府県に改めて生産開始の届出を行う必要があります。
- (個人の場合)相続等で生産者が替わったとき

※2 届出書様式及び記載例の電子ファイルをご希望の場合は、受付窓口までお問い合わせくださるか、またはインターネットから閲覧ください。

インターネットからの閲覧方法

インターネットの検索サイトから「検査業務」、「千葉県」のキーワードで検索すると、千葉県農林総合研究センター検査業務課のページにヒットします。そこから「**指定配合肥料の生産にかかる届出様式、手続き案内**」のリンクページ中にある【様式ダウンロード】欄を参照ください。様式(Wordファイル)並びに記載例(PDFファイル)をダウンロードできます。様式(Wordファイル)並びに記載例(PDFファイル)をダウンロードできます。

該当URL

<http://www.pref.chiba.lg.jp/lab-nourin/tetsuzuki/kensagyomu/hiryou-shiteihaigou-todokede.html>

根拠法令:肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条

表9 指定混合肥料を(新規に)届け出る場合に提出するもの(一登録銘柄ごと)

提出書類(必須)				部数・金額	備考	
<input type="checkbox"/>	指定混合肥料生産業者届出書			2部 (正副各1部)	規定の様式 38頁参照	
<input type="checkbox"/>	混合する肥料の設計書	<input type="checkbox"/>	生産工程の概要	別紙(正副各1部)に記載	様式任意	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	原料肥料等の使用割合			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	原料肥料の登録・届出番号			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	保証・表示分量			
<input type="checkbox"/>	生産者の証明書類*	個人の場合	<input type="checkbox"/>	住民票または運転免許証の写し	該当する方を1通	原本又は写し
<input type="checkbox"/>		法人の場合	<input type="checkbox"/>	登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)		
<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図* 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)			1部	手書、略図、 地図複写可 事業場明示	
該当する場合の書類		提出書類		部数	備考	
<input type="checkbox"/>	肉骨粉等を原料とする場合の添付書類	豚・馬、家 きん及び海 産ほ乳動物 に由来する 肉骨粉等	<input type="checkbox"/>	「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」((独)農林水産消費安全技術センター理事長の確認)写し	該当する場合、いずれか該当する方を1部	事前に該当機関にお問い合わせの上ご用意ください。
<input type="checkbox"/>		牛由来の肉骨粉等	<input type="checkbox"/>	「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」(農林水産大臣の確認)写し		
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類		<input type="checkbox"/>	生産設備の賃借契約書の写し	該当する場合各1部	事前にご用意ください
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない(工場長等の)場合の添付書類		<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部	左記事項が記載されていれば、様式は任意
<input type="checkbox"/>	県内で初めて、または廃止後改めて販売(譲渡)を行う場合		<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出書	該当する場合2部 (正副各1部)	規定の様式 詳細は肥料販売業務の手引きを参照ください

\*既に届出のある個人又は法人が、新たな銘柄を申請するときは添付を省略できます。

表10 届出事項に変更があった場合に提出するもの

提出書類(必須)		部数	備考	
<input type="checkbox"/>	指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書	2部 (正副各1部)	規定の様式 40頁参照	
該当する場合の書類		提出書類	部数	備考
<input type="checkbox"/>	個人で氏名または住所が変更の場合	<input type="checkbox"/> 住民票または運転免許証の写し	1通	原本又は写し
<input type="checkbox"/>	法人の名称、代表者氏名または主たる事務所の所在地が変更の場合	<input type="checkbox"/> 登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)	1通	原本又は写し
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/> 生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)	1部	手書、略図、地図複写可 事業場明示
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し	肥料登録有効期限内に契約期間満了の場合、直近のものを各1部	自動継続の場合または前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意
<input type="checkbox"/>	(個人の場合)氏名・住所、(法人の場合)名称・代表者氏名または所在地の変更及び、県内販売事業場の名称、所在地または保管する施設の変更があった場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/> 肥料販売業務開始届出事項変更届出書	該当する場合2部(正副各1部)	規定の様式 詳細は肥料販売業務の手引きを参照ください

表11 生産を廃止した場合に提出するもの

提出書類(必須)		部数	備考	
<input type="checkbox"/>	指定混合肥料生産事業廃止届出書	2部 (正副各1部)	規定の様式 42頁参照	
該当する場合の条件別		提出書類	部数	備考
<input type="checkbox"/>	全ての肥料販売業務を廃止する場合	<input type="checkbox"/> 肥料販売業務廃止届	2部 (正副各1部)	規定の様式 詳細は肥料販売業務の手引きを参照ください

# 指定混合肥料生産業者届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(〒 - )  
住所

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)  
氏名

(電話番号 : )  
(FAX番号 : )

下記により指定配合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

## 記

- 1 氏名及び住所  
(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
氏名  
  
住所 (〒 - )
- 2 肥料の名称
- 3 肥料の品質差の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
- 4 生産する事業場の名称及び所在地（電話番号があれば記載する。）  
名称 :  
  
(〒 - ) (電話番号 : )  
所在地 :
- 5 保管する施設の所在地（名称、電話番号があれば記載する。）  
(名称 : )  
  
(〒 - ) (電話番号 : )  
所在地 :

返送先（※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。）

〒 (電話番号 : FAX番号 : )  
住所  
氏名 (担当部署)  
(担当者)

備考 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。



記載例

指定混合肥料生産業者届出書

知事の氏名を記入  
します。

千葉県知事 **下総 かずさ** 様

令和〇〇年〇月〇日

持参日又は投  
函日を記入し  
ます。

正式名称(個人にあつては住  
民票、法人にあつては登記  
簿の記載事項)を記入しま  
す。  
任意組織の名称等は記入し  
ないで下さい。

(〒**266-0014**)  
住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**  
(法人にあつてはその名称及び代表者の役職名・氏名)  
氏名 **千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**  
(電話番号：**043-291-1875** )  
(FAX番号：**043-291-1876** )

下記により指定配合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

氏名 **千葉肥料株式会社**  
**代表取締役 千葉 太郎**  
住所 (〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941-1**

2 肥料の名称 ふりがな、マーク、記号は使用できません。

**ちぼ肥料**

3 肥料の品質差の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

**指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料のいずれかを記載する**

4 生産する事業場の名称及び所在地(電話番号があれば記載する。)

名称：**千葉肥料株式会社 堆肥センター**  
(〒**266-0006**) (電話番号：**043-291-0151** )  
所在地：**千葉市緑区大膳野町808**

5 保管する施設の所在地(名称、電話番号があれば記載する。)

(名称：**千葉肥料株式会社 堆肥センター** )  
(〒**266-0006**) (電話番号：**043-291-0151**)  
所在地：**千葉市緑区大膳野町808**

(名称：**千葉肥料株式会社 本店** )  
(〒**266-0014**) (電話番号：**043-291-1876**)  
所在地：**千葉市緑区大金沢町941-1**

生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、生産事業場も保管場所となります。

複数ある場合は、列記または別紙一覧としてもれなく記載します。

3と同じ場合「同上」でかまいません。

返送先(※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319** )  
住所 **千葉市緑区大膳野町808**  
氏名(担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**  
(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

# 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(〒 - )  
住所

(法人にあつてはその名称及び代表者の役職名・氏名)  
氏名

(電話番号 : )  
(FAX番号 : )

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

## 記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

(指定混合肥料の名称及び届出受理番号 : )

返送先 (※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒 (電話番号 : FAX番号 : )

住所

氏名 (担当部署)

(担当者)

記載例

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

知事の氏名を記入します。

千葉県知事 **下総 かずさ** 様

令和〇〇年〇月〇日

持参日又は投函日を記入します。

正式名称(個人にあつては住民票、法人にあつては登記簿の記載事項)を記入します。  
任意組織の名称等は記入しないで下さい。

(〒**266-0014**)

住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあつてはその名称及び代表者の役職名・氏名)

氏名 **千葉肥料株式会社**

**代表取締役 房総 次郎**

(電話番号：**043-291-1875** )

(FAX番号：**043-291-1876** )

複数の届出に対して該当する場合は、日付を併記または別記とし、1枚の届出でもかまいません。

さきに **令和△△年△月△日**、及び **令和□□年□月□日** 付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

変更した事項ごとに日付を記載します。

記

1 変更した年月日

(1)令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2)令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更内容がわかるように、(新)  
・(旧)を併記します。

2 変更した事項

(1)代表者の氏名 (新)房総 次郎

(旧)千葉 太郎

(2)保管施設の追加:

(新)①〒266-0006(電話番号:043-291-0151)

千葉市緑区大膳野町808(名称:千葉肥料株式会社 堆肥センター)

②〒287-0026(電話番号:0478-59-2100)

香取市大根1295(名称:千葉肥料株式会社 北総営業所)

(旧)①〒266-0006(電話番号:043-291-0151)

千葉市緑区大膳野町808(名称:千葉肥料株式会社 堆肥センター)

生産事業場や保管施設に、名称・電話番号があれば記載してください。

複数の生産事業場や保管施設がある場合、列記または「保管施設の新旧一覧表」等として添付してください。

3 変更した理由

(1)役員改選のため

(2)営業所の増設のため

複数の届出に対して該当する場合は、届出ごとの「肥料の名称」と「届出受理番号」を併記してください。

(指定混合肥料の名称及び届出受理番号：**ちば肥料1号・第00号、ちば肥料2号・第△△号**)

返送先 (※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319** )

住所 **千葉市緑区大膳野町808**

氏名(担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**

(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

# 指定混合肥料生産事業廃止届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(〒 ー )  
住所

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)  
氏名

(電話番号： )

(FAX番号： )

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出た指定配合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

## 記

1 廃止した年月日

2 生産していた指定混合肥料の名称（届出受理番号）

返送先（※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。）

〒 (電話番号： FAX番号： )

住所

氏名（担当部署）

（担当者）

記載例

指定混合肥料生産事業廃止届出書

知事の氏名を記入します。

千葉県知事 **下総 かずさ** 様

令和〇〇年〇月〇日

持参日又は投函日を記入します。

正式名称(個人にあつては住民票、法人にあつては登記簿の記載事項)を記入します。  
**任意組織の名称等は記入しないで下さい。**

複数の届出に対して該当する場合は、日付を併記または別記とし、1枚の届出でもかまいません。

(〒**266-0014**)

住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあつてはその名称及び代表者の役職名・氏名)

氏名 **千葉肥料株式会社**

**代表取締役 千葉 太郎**

(電話番号：**043-291-1875** )

(FAX番号：**043-291-1876** )

さきに **令和△△年△△月△△日**、及び **令和□□年□□月□□日** 付で肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出た指定配合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日

**令和●●年●●月●●日**

- 2 生産していた指定混合肥料の名称(届出受理番号)

**ちば肥料1号(第〇〇号)、ちば肥料2号(第△△号)**

複数の届出に対して該当する場合は、届出ごとの「肥料の名称」と「届出受理番号」を併記してください。

返送先(※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319** )

住所 **千葉市緑区大膳野町808**

氏名(担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**

(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

## IV 肥料の販売(譲渡)にかかる各種届出手続きの概要

### 【肥料販売業務開始の届け出】

販売業者は、販売(譲渡)事業場のある都道府県すべてに届出を行う必要があります。

生産業者は、生産した肥料を販売(譲渡)する場合、販売業者にも該当します。

輸入業者は、荷揚港のある都道府県に届出を行う必要があります。

届出は業務を始めてから2週間以内に行ってください。届け出た内容に変更があった場合や、生産・輸入・販売業務をやめた場合は、その日から2週間以内に、その旨を都道府県知事宛てに届け出る必要があります。

届出の具体的な方法については、別紙資料の「肥料販売業務の手引き -届出について-」を参照ください。

手引き書、届出書様式及び記載例のファイルをご入用ご希望の場合は、受付窓口まで問い合わせるか、またはインターネットから閲覧ください。

インターネットからの閲覧方法

インターネットの検索サイトから「検査業務」、「千葉県」のキーワードで検索すると、千葉県農林総合研究センター検査業務課のページがヒットします。そこから「肥料販売にかかる届出様式、手続き案内」のリンクページ中にある【様式ダウンロード】欄を参照ください。様式(Wordファイル)並びに記載例(PDFファイル)をダウンロードできます。

該当URL

<http://www.pref.chiba.lg.jp/lab-nourin/tetsuzuki/kensagyomu/hiryou-hannbai-todokede.html>

## V 参考資料

### 1 肥料制度の概要、肥料の名称の付け方、植害試験の方法・とりまとめ様式について

肥料の品質の確保等に関する法律(以下法という)の目的については法第1条を、肥料の定義、肥料の分類、法の遵守する義務のある者については法第2条を参照ください。

名称については、肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締について(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号通知)を参照ください。

植害試験の方法・とりまとめ様式については、植物に対する害に関する栽培試験の方法(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知)を参照ください。

### 2 肥料の種類及び、各肥料の種類ごとの公定規格、生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類、並びに材料の種類について

公定規格については、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日付け農林水産省告示第284号)を参照ください。

### 3 保証票の記載方法、表示方法について

法第17～21条及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条を参照ください。

### 1 肥料制度の概要、肥料の名称の付け方、植害試験の方法・とりまとめ様式について

手引きの肥料制度の概要編を参照ください。

### 2 保証票の記載方法、表示方法について

手引きの保証票編を参照ください。

### 3 肥料の種類及び、各肥料の種類ごとの公定規格、生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類、並びに材料の種類について

手引きの公定規格編を参照ください。